平成２６年（フ）第４４３号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼658番地Ｃ―201号　三和ハイム
債務者　澤田　竜太
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３９号
横浜市瀬谷区本郷２丁目10番地５　サンテラス201
債務者　鶴田　　武
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４０号
横浜市瀬谷区本郷２丁目10番地５　サンテラス201
債務者　鶴田美恵子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７号
東京都立川市羽衣町１丁目１番１―910号
債務者　高橋真奈美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５６号
東京都八王子市小比企町823番地こびき台ハウスＡ202号
債務者　前田美智子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７号
長崎県雲仙市愛野町甲4141番地１　田上アパート１号室
債務者　山口　禎子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月13日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２２１２号
北海道北広島市大曲光２丁目６番地５
破産者　西村　　太
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６号
青森県弘前市大字和田町８番地先
破産者　二唐　勝雄
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１１１号
青森県八戸市大字湊町字新井田道27番地２
破産者　山口　勝利
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
茨城県高萩市大字島名2129番地の50
破産者　飯塚　和実
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１７５４号
埼玉県加須市正能493番地68
破産者　永沼　民治
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２２号
神奈川県南足柄市和田河原452番地　コーポラス萩Ｃ－２
破産者　横田　　正
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４７号
鹿児島県霧島市霧島川北306―２、住民票上の住所大阪府東大阪市衣摺５丁目19番37号
破産者　西丸　盛一
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３２号
大阪府豊中市西緑丘１丁目３番１―805号
破産者　岩木　康浩
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７５号
大阪府柏原市大字高井田450番地の１　ハイグレード高井田603号、前住所大阪府柏原市大字高井田1568番地の32
破産者　石岡興建こと　石岡　誠一
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
広島市安佐北区白木町大字小越816番地１
破産者　熊野木工こと　熊野　正夫
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
宮城県登米市迫町北方字金ケ森６番地２　グループホームはさま
破産者　佐々木はるこ
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部